

所得判定表

児童手当法施行令による所得額の算出

	夫	妻	
ア 所得の合計額			円
イ 児童手当施行令第3条第1項の控除額	80,000	80,000	円
ウ 雑損控除額			円
エ 医療費控除額			円
オ 小規模企業共済等掛金控除額			円
カ 障害者控除額（普通）（該当者 人） （該当者数×270,000円）			円
キ 障害者控除額（特別）（該当者 人） （該当者数×400,000円）			円
ク 寡婦控除額（一般）（該当すれば270,000円）			円
ケ 寡婦控除額（特別）（該当すれば350,000円）			円
コ 寡父控除額（該当すれば270,000円）			円
サ 勤労学生控除額（該当すれば270,000円）			円
シ イ～サの合計			円
ス 児童手当法施行令による所得額（ア～シ） （マイナスの場合は、合算時に0円として扱う）			円

合算額

合算額が730万円未満であれば助成対象

	円
--	---